

9. 所属所長の事務

(1) 共済組合の事務（定款第11条，運営規則第5条，運営規則実施細則第3条）

所属所長は，支部長の命を受け，所属所の次に掲げる事務を所掌する。

- ① 組合員が支部に提出する申告書，申請書，請求書，申込書等を受け付け，その内容を確認のうえ，支部長に送付する。
- ② 支部長から送付を受けた承認書，組合員証，通知書等を組合員に交付する。
- ③ 支部長から送付を受けた給付・貸付金等の送金通知書を組合員に交付する。
- ④ 組合員又は支部長が行う関係書類の提出，返納，交付又は返付に当たりこれを經由する。
- ⑤ 組合員異動報告書を支部長に提出する。（3頁参照）
- ⑥ 支部長からの通知，広報等を組合員へ周知させる。
- ⑦ その他支部長から委任を受けた事務を行う。

(2) 互助組合の事務

所属所長は，理事長の命を受け，9. 所属所長の事務(1)に準ずる互助組合の事務を所掌する。